国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十六号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第六十九条及び第七十三条第一項、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第八十六条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十四条並びに特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第二十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第一条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「六百五十二円」を「六百四十五円」に改め、同項第二号中「五十二円」を「五十三円」に改める。

附則第二条の見出し中「平成二十七年度」に改め、同条第一項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「平成二十六年三月一日から平成二十七年二月二十八日まで」を「平成二十七年三月一日から平成二十八年二月二十九日まで」に改め、同条第二項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第六十四号）」を「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第七十六号）第一条の規定」に、「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改める。

（国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第二条　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「千三百八十二円」を「千三百八十九円」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第三条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令（昭和四十年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「千八百七十円」を「千八百七十四円」に改める。

第二条中「千八百七十円」を「千八百七十四円」に、「三千六百九十五円」を「三千七百二円」に改める。

第三条中「千八百二十五円」を「千八百二十八円」に改める。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第四条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成十七年政令第百四十九号）の一部を次のように改正する。

「二千五百六十三円」を「二千五百七十五円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める負担金、補助金又は交付金から適用する。

一　第一条の規定による改正後の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（次号において「改正後算定政令」という。）第一条　平成二十七年度分の事務費負担金

二　改正後算定政令附則第二条　平成二十七年度に係る国民健康保険組合に対する補助金

三　第二条の規定による改正後の国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令第一条　平成二十七年度分の事務費交付金

四　第三条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条から第三条まで　平成二十七年度分の事務費交付金

五　第四条の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令　平成二十七年度分の事務費交付金

厚生労働大臣　塩崎　恭久

内閣総理大臣　安倍　晋三

最高裁規則

○最高裁判所規則第二号

最高裁判所行政不服審査委員会規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十四日

最高裁判所

最高裁判所行政不服審査委員会規則

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　最高裁判所行政不服審査委員会への諮問（第三条）
第三章　裁決（第四条・第五条）
第四章　最高裁判所行政不服審査委員会
第一節　設置及び組織（第六条―第十一条）
第二節　調査審議の手続（第十二条―第二十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この規則は、裁判所における行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）に基づく審査請求に係る事件について、審理手続及び裁決の一層の公正性を確保するため、最高裁判所又は最高裁判所長官の諮問に応じ、審査請求に係る事件について調査審議するための機関として、最高裁判所に、最高裁判所行政不服審査委員会を設置するとともに、その組織及び調査審議の手続並びに同委員会への諮問等について定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　処分　法第一条第二項に規定する行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。

二　処分庁等　法第四条第一号に規定する処分庁等をいう。

三　参加人　法第十三条第一項又は第二項の規定により当該審査請求に参加する者をいう。

四　審理関係人　法第二十八条に規定する審査請求人、参加人及び処分庁等をいう。

五　意見書　法第三十条第二項に規定する審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面をいう。

六　口頭意見陳述　法第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述をいう。

七　事件記録　法第四十一条第三項に規定する事件記録をいう。

八　審理員意見書　法第四十二条第一項に規定する審査庁がすべき裁決に関する意見書をいう。

第二章　最高裁判所行政不服審査委員会への諮問

第三条　最高裁判所又は最高裁判所長官（以下「審査庁」という。）は、法第四十二条第二項の規定により審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、最高裁判所行政不服審査委員会に諮問しなければならない。

一　審査請求に係る処分をしようとするときに法律又は政令に法第九条第一項各号に掲げる機関又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるもの（以下「審議会等」という。）の議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て当該処分がされた場合

二　裁決をしようとするときに法律又は政令に法第九条第一項各号に掲げる機関又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるものの議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て裁決をしようとする場合